

令和6年度飲食店等デジタルマーケティング活用支援事業業務委託業務  
企画提案競技（プロポーザル方式）募集要項

1. 契約に付する事項

- (1) 業務名 飲食店等デジタルマーケティング活用支援事業業務委託業務
- (2) 履行期限 契約締結日から令和7年3月21日まで
- (3) 業務概要 別紙仕様書のとおり
- (4) 限度額 5,169,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2. 参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者または同等の資質を有する者であること。
- (3) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
  - ア 事業の実施にあたり主任の担当者を配置し、県との打合せ会等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
  - イ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
  - ウ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記（1）～（4）を満たしていること。

### 3. 提出書類等

#### (1) 提出書類及び提出期限

① 参加資格関係書類（A4サイズ） 令和6年4月12日（金）17時必着

ア 企画提案競技参加申込書（様式1）Wordファイル又はPDFファイル

イ 参加資格を証する書類（競争入札参加資格審査結果通知書の写し等）

※2（2）記載の資格と同等の資質を有する者は、大分県の入札参加資格確認申請時の必要書類（a～gの全て）を提出下さい。

a 申請者・営業概要調書（第2号様式）

b 暴力団排除条例に基づく誓約書（第6号様式）

c 財務諸表の写し（直近1年分（損益計算書、貸借対照表））

d 登記事項証明書（履歴事項全部証明書でも可）

e 都道府県税納税証明書（未納のないことの証明）

f 国税納税証明書（その3の3）

g 印鑑証明書（法人実印）

（d～gは発行後3か月以内のもの）

②企画提案関係書類 令和6年4月19日（金）17時必着

項目	内容	様式	必要部数
企画提案書	・仕様書に沿って、デジタルマーケティング活用支援に必要な企画を提案すること。 ・審査基準を参照し、企画コンセプト、必要経費、スケジュール、実施体制等について記載すること。 ・予算の範囲内で各社独自の提案があれば盛り込むこと。	様式自由 （A4サイズ。長辺横綴じ。）	5部 （直接持ち込み及び郵送の場合）

#### (2) 提出方法

直接持ち込みまたは郵送もしくはEメール（期間内必着）による。

#### (3) 提出先

①直接持ち込みまたは郵送の場合

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県商工観光労働部 商業・サービス業振興課（担当：永野、工藤）

電話：097-506-3284、FAX：097-506-1754

②Eメールの場合

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

E-mail：[a14160@pref.oita.lg.jp](mailto:a14160@pref.oita.lg.jp)

※Eメールによる申し込み後2日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に受領した旨の返信がなければ、電話により確認の連絡を行うこと。

#### 4. 審査について

##### (1) 審査方法

- ① 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。
- ② 提出された書類を使用し、応募者によるプレゼンテーション審査を実施する。審査は別紙1「審査基準表」に基づき審査する。1社につき、持ち時間25分（提案：15分、質疑応答：10分）とする。
- ③ 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。
- ④ 提案者が1社のみの場合は、提案が基準点を満たす場合のみ採択する。

##### (2) 審査基準 別紙1「審査基準表」のとおり。

##### (3) 審査結果 審査結果は企画提案者に書面で通知する。

#### 5. 質疑応答

##### (1) 質問方法 電子メールで「8. 問合せ先」に提出。

##### (2) 受付期間 令和6年4月10日（水）17時まで。

##### (3) 質問様式 質問票（様式2）のとおり

##### (4) 回答方法 令和6年4月11日（木）17時までに、参加申込者全てに対し電子メールで回答する。

#### 6. 企画提案競技に係るスケジュール

(1) 質問受付期限 令和6年4月10日（水）

(2) 質問回答日 4月11日（木）

(3) 参加資格関係書類提出期限 4月12日（金）

(4) 企画提案関係書類 4月19日（金）

(5) 審査会（場所：大分県庁舎） 4月25日（木）

(6) 審査結果通知（予定） 4月26日（金）

#### 7. 留意事項

(1) 企画書等の作成に要する経費は参加者負担とし、提出された書類等は返却しない。

(2) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

(3) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。

(4) 事業を実施する際、全部を一括して第三者に再委託することはできない。

(5) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

#### 8. 問合せ先

大分県商工観光労働部商業 サービス業振興課

商業・サービス業支援班 担当：永野、工藤

電話：097-506-3284 FAX：097-506-1754

メール：[a14160@pref.oita.lg.jp](mailto:a14160@pref.oita.lg.jp)